

電気工事業者登録申請・届出の手引き

令和5年9月改訂

1 電気工事業の業務の適正化に関する法律

電気工事業の業務の適正化に関する法律（いわゆる電気工事業法）は、昭和45年5月23日に公布され、同年11月21日から施行されました。

この法律は、電気工事業を営む者の登録及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的とするものであり、この法律に基づき、電気工事業を営もうとする者は必ず経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。

この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物等又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいいます。

又、「電気工事業」とは、電気工事を行う事業をいい「電気工事業者」とは、この法律に基づき登録を受けた者等をいいます。

2 電気工事業者の登録について

電気工事業を営もうとする者が、一つの都道府県だけに営業所を設ける場合は、その営業所の所在地を所轄する都道府県知事に登録申請します。すなわち、徳島県内だけに営業所を設置する場合は、徳島県知事に登録申請することになります。

一方、2つ以上の都道府県に営業所を設置するときは、一つの経済産業局管内（四国経済産業局管内は、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の4県）にのみ営業所を設置する場合は所轄の経済産業局長に、二つ以上の経済産業局管内（例えば徳島県と広島県）に営業所を設置する場合は経済産業大臣に申請することになります。

3 申請・届出の受付窓口について

- (1) 電気工事業の**新規・更新登録申請、登録事項変更届出、登録証再交付申請**（※みなし電気工事業を含む）は以下窓口へご提出ください。

●徳島県電気工事業工業組合

〒770-0942

徳島県徳島市昭和町3丁目35-2 徳島県労働福祉会館別館3階

電話 088(622)7377

ファクシミリ 088(622)7376

- (2) 電気工事業登録の**廃止届**（※みなし電気工事業者を含む）は以下窓口へご提出ください。

●徳島県商工労働観光部新未来産業課ものづくり産業担当

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地（県庁5階）

電話 088(621)2157

ファクシミリ 088(621)2897

4 登録電気工事業者登録申請

ここでは、徳島県知事に申請する場合の、登録電気工事業者登録申請に関する具体的な内容について説明します。

－新しく登録申請する場合－

(1) 必要な書類

(ア) 登録電気工事業者登録申請書

(イ) 登録申請者の誓約書

☆(ウ) 主任電気工事士の誓約書。

☆(エ) 主任電気工事士の雇用証明書(主任電気工事士が従業員である場合の証明書類)。

(オ) 主任電気工事士の電気工事士の免状の写し

(カ) 主任電気工事士等の実務経験証明書(第一種電気工事士の場合は不要)

☆△(キ) 主任電気工事士の住民票等

△(ク) 個人の場合は登録申請者の住民票等、法人の場合は履歴事項全部証明書

※☆印 申請者と主任電気工事士が同一の場合、法人にあってはその役員が主任電気工事士となる場合は必要なし。

△印 「住民票等」は、官公署が発行した住所、氏名がわかる証明書のコピーを指す(例：運転免許証やマイナンバーカード表面のコピー等)

(2) 記載方法と記入上の注意

(ア) 登録電気工事業者登録申請書

- ・「収入証紙貼付欄」には、徳島県収入証紙(22,000円)を貼り付けること。割印は押さないこと。
- ・「年月日」は、申請書を提出する日付を記入すること。
- ・「住所」は、法人にあっては「履歴事項全部証明書」に記載してある住所を、個人の場合は「住民票等」の書類に記載してある住所を記入すること。
- ・「氏名又は名称」は、法人の場合は社名を、個人の場合は氏名を記入すること。
- ・「法人にあっては代表者の氏名」は、代表取締役×××××と記入すること。
- ・「営業所の名称」は、社名、店名及び営業所名を記入すること。
- ・「所在の場所」は、営業所の所在地の住所を記入すること。
- ・「電気工事の種類」は、「一般用電気工作物等」又は「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」と記入すること。
- ・「主任電気工事士等の氏名」及び「電気工事士免状の種類及び交付番号」には、主任電気工事士になる者の氏名とその者の免状の種類、交付番号を記入すること。
- ・「法人にあっては、その役員の氏名」は、履歴事項全部証明書に記載してある役員全員の氏名を列記すること。

(イ) 登録申請書の誓約書

この誓約書は、登録申請者が、いわゆる電気工事業者法、電気工事士法あるいは、電気用品安全法の規定に違反していないこと等を誓約するもので、徳島県知事あてに誓約すること。

(ウ)主任電気工事士の誓約書

この誓約書は、主任電気工事士が、いわゆる電気工事業法、電気工事士法あるいは、電気用品安全法の規定に違反していないこと等を誓約するもので、徳島県知事あてに誓約すること。なお、この誓約書は、法人の役員や、個人事業者自身が主任電気工事士となる場合は、必要ない。

(エ)主任電気工事士の雇用証明書

この証明書は、主任電気工事士が雇用人である場合に、雇用主が証明するもので徳島県知事あてに証明すること。なお、この証明書は、法人の役員や個人事業者自身が主任電気工事士となる場合は必要ない。

(オ)主任電気工事士免状の写し

主任電気工事士となる者の電気工事士免状の内容をそのまま複写すること。なお、第一種電気工事士免状の場合は、氏名、交付番号等が記載された部分のほか、講習受講記録の記載欄についても複写すること。

(カ)主任電気工事士等の実務経験証明書

この証明書は、主任電気工事士となる者が、電気工事士として勤務したもとの会社や個人事業所から、電気工事士としての実務経験を証明してもらうもので、徳島県知事あて証明すること。

又、実務経験は3年以上の実績が必要であるが、必ずしも同一会社や個人事業所等で3年以上という意味ではなく、2つ以上の会社や個人事業所等において通算して3年以上であればさしつかえない。

ただし「実務経験」とは、主任電気工事士となる者が、電気工事士免状を受けた後、一般用電気工作物等（一般住宅、店舗、小規模工場等の屋内配線・屋側配線等）を対象とした電気工事の作業に従事した経験をいい、現場監督や設計事務、検査業務等のみを対象としたものは、経験としてみなされない。

なお、第一種電気工事士有資格者が主任電気工事士となる場合は、必要ない。

(キ)主任電気工事士の住民票等

主任電気工事士となる者の住民票等で、発行日から6ヶ月以内のもの、または申請時点で証明期限の有効なもの。

※住民票等とは、官公署が発行した住所、氏名がわかる証明書のコピーを指す（例：運転免許証やマイナンバーカード表面のコピー等）

なお、申請者と主任電気工事士が同一の場合、法人にあってはその役員が主任電気工事士となる場合は必要ない。

(ク)登録申請者の住民票等又は履歴事項全部証明書

電気工事業者となる者が個人の場合は住民票等で、発行日から6ヶ月以内のもの、または申請時点で証明期限の有効なもの。電気工事業者となる者が法人の場合は、履歴事項全部証明書で、発行日から6ヶ月以内のもの。

(3) 登録証の交付と標識の掲示

(2)の(ア)から(ク)までの登録電気工事業者登録に必要な書類を整え、申請をすると、一定期間後に登録電気工事業者登録証が交付されます。

登録申請者は、登録証の交付を受けたら、その営業所及び電気工事の施工場所ごとの見やすい所に標識を揚げなければなりません。

又、登録証は、登録の日から5年間有効であり、5年ごとに更新登録をする必要があります。その際、既存の登録証は返納しなければなりません。

(4) 登録事項の変更の届出

登録電気工事業者に次の変更があったときは、徳島県知事に登録事項等変更届出書を提出してください。

(ア)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名。

(イ)営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類。

(ウ)法人にあってはその役員の名。

(エ)主任電気工事士の氏名並びにその者が交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号。

なお、手数料については、登録証の訂正が必要な場合には、徳島県収入証紙（2, 200円）が必要になります。

(5) 登録電気工事業者登録証の再交付

登録証を汚し、損じ、登録証の記載事項が不鮮明になったとき、又は、紛失した場合は、速やかに登録証の再交付申請をしてください。

なお、手数料については、徳島県収入証紙（2, 200円）が必要になります。

(6) 廃止の届出

登録電気工事業者が電気工事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に徳島県知事あて、電気工事業廃止届出書を提出してください。

ー現在登録をうけている電気工事業者が更新登録申請する場合ー

(1) 更新登録申請書の提出期日

電気工事業者の登録は、登録になった日から、5年間有効ですが、登録期限のおよそ1カ月前頃に更新登録申請をして下さい。特に登録期限を過ぎたものは、新規登録として取り扱いますので注意してください。

(2) 必要な書類

(ア)登録電気工事業者更新登録申請書

(イ)登録申請者の誓約書

△ (ウ)個人の場合は登録申請者の住民票等、法人の場合は履歴事項全部証明書

☆ (エ)主任電気工事士の誓約書

☆ (オ)主任電気工事士の雇用証明書

☆△ (カ)主任電気工事士の住民票等

(キ)登録電気工事業者登録証（既存登録証）

※☆印 申請者と主任電気工事士が同一の場合、法人にあってはその役員が主任電気工事士となる場合は必要ない。

△印 「住民票等」は、官公署が発行した住所、氏名がわかる証明書のコピーを指す（例：運転免許証やマイナンバーカード表面のコピー等）

(3) 記載方法と記入上の注意

(ア) 登録電気工事業者更新登録申請書

「収入証紙貼付欄」は、徳島県収入証紙（12,000円）を貼り付けること。
割印は押さないこと。

住所等の記入方法は、新規登録の場合を参照すること。

(イ) その他の書類は、新規登録の場合を参照して記入すること。

5 建設業法に基づく許可を受けた者が電気工事業の開始届出をする場合

－新しく開始届出をする場合－

(1) 必要な書類

(ア) 電気工事業開始届出書

☆ (イ) 主任電気工事士の誓約書

☆ (ウ) 主任電気工事士の雇用証明書（主任電気工事士が従業員である場合の証明書類）

(エ) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し

(オ) 主任電気工事士等の実務経験証明書（第一種電気工事士の場合は不要）

☆△(カ) 主任電気工事士の住民票等

△(キ) 個人の場合は届出者の住民票等、法人の場合は履歴事項全部証明書

(ク) 建設業許可証の写し

※☆印 申請者と主任電気工事士が同一の場合、法人にあってはその役員が主任電気工事士となる場合は必要なし。

△印 「住民票等」は、官公署が発行した住所、氏名がわかる証明書のコピーを指す（例：運転免許証やマイナンバーカード表面のコピー等）

(2) 記載方法と記入上の注意

(ア) 電気工事業開始届出書

1は、建設業法の許可を受けた年月日と許可番号を、2は、電気工事業の開始年月日を記入すること。

(イ) その他の書類は、登録電気工事業者登録申請の場合を参照して記入すること。

(3) 受理通知と標識の掲示

電気工事業開始届出書を提出してから一定期間後、電気工事業開始届出受理通知書が交付されます。

届出書は、受理通知を受けたら、登録の場合と同様にその営業所および電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に標識を掲げて下さい。

(4) 届出書の提出時期

電気工事業開始は、電気工事業を開始したとき遅滞なく届け出ることとなっております。

ります。なお、手数料は不要です。

(5)届出事項の変更の届出

届出に係る建設業者に次の変更があったとき、徳島県知事あてに電気工事業に係る変更届出書の提出が必要です。

(ア)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名。

(イ)建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号。

(ウ)電気工事業を営む営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類。

(エ)主任電気工事士等の氏名並びにその者が交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号。

(6)廃止の届出

建設業法に基づく許可を受けた電気工事業者が電気工事業を廃止したときは、遅滞なく、徳島県知事あてに電気工事業廃止届出書を提出してください。

*問い合わせ先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地（県庁5階）

徳島県商工労働観光部新未来産業課ものづくり産業担当

電話088（621）2157

ファクシミリ088（621）2897